

“若者の消費者トラブル”について

若者は、成熟した成人と比べて「知識」「社会経験」が乏しく、人からの誘いを断るという判断をしにくいことからトラブルに巻き込まれやすく、またトラブルに巻き込まれても、自分自身での解決が難しいことが予想されます。さらに、自分の「お金(資力)」が乏しいことによって、将来に向けての仕事などに結びつく誘いなどにも乗ってしまいがちです。消費者庁は、15～29歳までの若者に対する消費行動におけるアンケートの実施、消費者被害に遭う心理的背景に関する調査研究を行い、若者の消費者被害を軽減するための検討会の報告がまとめられました。

○若者の消費者被害の現状

消費生活相談件数をみると、10歳代後半は男性の相談が6割で多いものの、20歳代になると、女性からの相談が上回っています。販売購入形態別にみると、インターネット利用を含む「インターネット通販」に関する相談が多く、キャッチセールス等の「訪問販売」「マルチ取引」に関する相談が多くなっています。「マルチ取引」でのトラブルのきっかけとしては、成人直後に勧誘されることが多く、これまで「健康食品」「化粧品」が主流でしたが、ここ数年は投資用DVD教材が目立つようになりました。最近では、SNSをきっかけとしたもの、海外事業者に関するものも多く見られ、SNS上での出会いやネット上の取引に注意が必要です。

○被害に遭う心理的な要因と被害防止のために

若者が消費者被害を回避できるかどうかのポイントの一つは、知識の有無です。若者の意識として、「詐欺・悪質商法に関する報道」への関心が低く、約半数の若者は、それほど関心がないようです。消費生活に関する意識調査で、若者が消費者トラブルに遭うことについて、「知識不足、判断が甘かった等の自己責任と思う」と約6割が回答し、「もっと契約等の知識について勉強していたら被害は減ると思う」と約4割が回答しています。

悪質事業者は、様々な手段を使って購入・契約を迫ってきます。消費者被害に遭ってしまう若者は「誤信(価値を見誤る、勘違い、思い違い)」「混乱(おかれた状況により平常の意思決定ができなくなる)」「浅慮(思考力が低下)」という心理状態に陥り、十分な検討ができないまま購入・契約することに影響すると考えられます。自分自身が持つ悩みや不安を自覚しておく、悩みや不安をあおられた際にも冷静に対応できる可能性が高くなるので、被害を回避できるかもしれません。悪質な手口や勧誘について十分な知識があれば、悪質な勧誘を受けた時、「怪しい」「不審だ」と気づくことができ、不利な心理状態に陥ることなく、未然に防止できる可能性も高まります。契約等についての知識、借金をするリスクについての知識を得ておくことも必要です。金銭被害を回避できる可能性も高まります。また、日頃からSNS上の知らない人に対する警戒感を強めておくことが大切です。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎^{いやや}188